

## 国公立高等学校等奨学のための給付金 【新入生向け】前倒し給付の受給申請手続きについて

### 前倒し給付の制度概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、府内に在住する新入生の授業料以外での教育費の経済的負担を軽減するために、希望者に対して奨学のための給付金の一部を4～6月相当分として前倒しで支給します。(返済の必要はありません。)

### 前倒し給付の要件

令和2年4月1日時点において、次の①～⑥の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税**、もしくは**生活保護**（生業扶助）受給世帯であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、**大阪府内に在住**していること(※)
- ③ 生徒が、就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和3年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑤ 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の国公立高等学校等も対象となります。）
- ⑥ 生徒が、令和2年4月1日に高等学校等の第1学年に入学していること

- ※ 保護者等（親権者）のうち一方が大阪府内、一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府教育庁に申請できます。他の都道府県に対して重複して申請を行うことはできません。
- ※ 保護者等（親権者）の両方が他の都道府県に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

### 前倒し給付の申請に必要な書類

前倒し給付の支給を受けようとする**新入生の保護者等**は、「**前倒し給付用**」と書かれた**受給申請書**に下記の書類を添付して、学校の定める期日までに提出してください。下記の区分については、裏面の**【給付金額】**をご参照ください。

- ア **生活保護受給証明書の原本**(生業扶助の記載・世帯全員の氏名・生年月日・続柄のあるもの) (注1) 【区分1】
- イ 保護者等(親権者全員)の**課税証明書等**(注2)と、**生徒本人の健康保険証の写し**【区分2及び3】
- ウ **兄弟姉妹の健康保険証の写し**【区分3】
- エ 次の条件に該当する兄弟姉妹がいる場合、**兄弟姉妹の在学証明書**【区分3で、該当するとき】
  - ・ **3 a**の高等学校等に在学する兄姉が23歳以上であるとき
  - ・ **3 b**の兄弟姉妹の内、弟妹が通信制の高等学校等に在学しているとき
- オ 給付金振込先口座の**通帳等の写し**【いずれの区分も必要です】

(注1) 上記のアとエについて、**令和2年4月1日以降**に発行されたもの

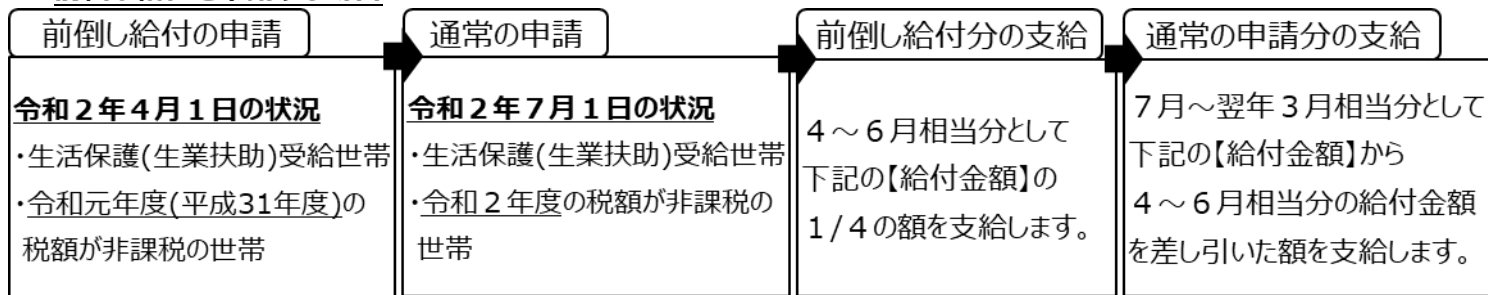
(注2) 上記のイについて、課税証明書等は**令和元年度**のもの。課税証明書は**全部事項が記載された原本**

- ※ 高等学校等就学支援金の収入状況届（又は受給資格認定申請書）を学校に提出した際に、マイナンバーを提出した方が課税証明書（又は非課税証明書）を省略することはできません。
- ※ 高等学校等就学支援金の収入状況届（又は受給資格認定申請書）を学校に提出した際に、アの生活保護受給証明書の原本、又は、イの課税証明書等を添付された方は、省略できます。
- ※ ただし、配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等は必要です。

## 前倒し給付の流れと給付金額

●前倒し給付を申請しない場合：通常の申請と同じです。

●前倒し給付を申請する場合



前倒し給付申請を行った場合でも、7月～翌年3月相当分は7月の通常の申請が別途必要です。

区分	対象生徒の区分		給付金額		
			全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒		32,300円		
2	令和元年度(平成31年度)* 道府県民税 所得割額 及び 市町村民税 所得割額 非課税世帯	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	84,000円	36,500円	36,500円
3	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 (※1※2※3) a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していないこと	129,700円			

※1 働いていないこと(収入が扶養の範囲内の方は除く)

※2 年齢及び扶養者の状況は、令和2年4月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の組合員氏名が保護者等(親権者)であることで判断します。

※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者(親権者)に扶養されていることが必要であり、再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

\* 平成30年の所得に応じた額です。

## 申請期限

申請書類等は、必ず学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

## 申請先

在学する学校の事務室

## 給付金の支給時期

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、9月末までに指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺します。

## お問い合わせ先

●大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

電話：06-6941-0351(代) FAX：06-6946-1141

●府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

●大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>